

第 23 回 横須賀市景観審議会

市街地整備景観課

- 平成 28 年 7 月 25 日（月）13:30 から
- 横須賀消防庁舎 3 階 第 2 会議室

□次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 委員長の選出
- (2) 職務代理者の指名
- (3) 専門部会委員の指名
- (4) 平成 27 年度景観法・景観条例等の運用状況について（報告）
- (5) 平成 27 年度屋外広告物条例の運用状況について（報告）
- (6) 景観重要樹木の利活用に向けての取り組みについて（審議）
- (7) 平成 27 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告） 非公開
- (8) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告） 非公開

3 閉 会

事前配布資料

- 資料 1 横須賀市景観審議会委員名簿
- 資料 2 横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領
- 資料 3 平成 27 年度景観法・景観条例等の運用状況について
- 資料 4 平成 27 年度屋外広告物条例の運用状況について
- 資料 5 景観重要樹木の利活用に向けての取り組みについて
- 資料 6 平成 27 年度景観審議会専門部会議事案件について 非公開
- 資料 7 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について 非公開

当日配布資料

- 1 横須賀市景観重要樹木パンフレット
- 2 横須賀市景観計画・景観条例パンフレット
- 3 建築物等色彩協議要綱パンフレット
- 4 第 1 回すかまち景観デザイン賞募集パンフレット
- 5 よこすか景観ニュース（第 16 号）

横須賀市景観審議会委員名簿

○横須賀市景観審議会委員

(敬称略・50 音順)

- かわかみ としあき
・河上 俊昭

事業者
一般社団法人神奈川県広告美術協会理事
- きくたけ ゆき
・菊竹 雪

学識者（広告物、グラフィックデザイン）
首都大学東京システムデザイン学部教授
- くどう ゆきひさ
・工藤 幸久

事業者
横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
- くによし なおゆき
・国吉 直行
(景観専門委員)

学識者（都市デザイン）
横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース特別契約教授
- こいずみ あつし
・小泉 厚

公募市民
- こばやし まさみ
・小林 正美

学識者（建築）
明治大学理工学部建築学科教授（副学長）
株式会社アルキメディア設計研究所主宰
- たぐち あつこ
・田口 敦子

学識者（広告物、グラフィックデザイン）
多摩美術大学 理事・名誉教授
- とみざわ きみえ
・富澤 喜美枝

学識者（歴史を生かしたまちづくり）
横須賀建築探偵団代表
うわまち教会建物応援団事務局
三浦郡豊島町をもっとよく知る会代表
- ますだ つとむ
・増田 務

事業者
よこすか都市景観協議会会長
- まつした けいいち
・松下 啓一

学識者（法律）
相模女子大学人間社会学部教授
- やなぎさわ じゅん
・柳澤 潤
(景観専門委員)

学識者（建築）
関東学院大学建築・環境学部准教授
株式会社コンテンポラリーズ代表取締役
- やまはた のぶひろ
・山畑 信博

学識者（環境デザイン）
東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
- よしだ しんご
・吉田 愼悟
(景観専門委員)

学識者（色彩）
武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授
(株) カラープランニングセンター 顧問
(有) クリマ 代表取締役
横須賀市色彩アドバイザー

○横須賀市景観審議会事務局職員

市街地整備景観課長

しゅどう 首藤 のぼる 昇

市街地整備景観課景観係長

主任

さかい 境 たかひろ 高宏
わたなべ 渡辺 めぐみ 恵

市街地整備景観課屋外広告物係長

主任

えんどう 遠藤 もりひさ 盛久
たかやま 高山 ともひさ 智久

横須賀市景観審議会規則、運営要領

○横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）及び横須賀市景観審議会規則（平成16年横須賀市規則第51号）並びに情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証（別記様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) コンピュータは使用しないこと。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 議事の要旨
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

No. _____	横須賀市景観審議会
傍 聴 証 平成 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	

平成 27 年度景観法、景観条例等の運用状況について

○景観法・景観条例等の運用状況

平成 28 年 3 月末現在

		前年度まで	H27 年度	累計	備考
景 観 条 例	眺望点指定	2 件	0 件	2 件	・中央公園眺望点 ・くりはま花の国眺望点
	景観推進地区指定	1 件	0 件	1 件	・横須賀見晴らしの丘景観推進地区
	地区景観協議会認定	0 件	0 件	0 件	
	景観審議会開催	20 回	2 回	22 回	第 1 回 H16.7.28 開催
	専門部会開催	126 回	12 回	138 回	毎月 1 回開催
	民間の建築等計画	129 件	5 件	134 件	
	公共の建築等計画	28 件	2 件	30 件	
	建築等計画以外	136 件	7 件	143 件	景観法や景観条例の運用等
	表彰	34 件	0 件	34 件	国際海の手文化都市よこすか 景観賞
	助成	0 件	0 件	0 件	
	勧告及び公表	1 件	0 件	1 件	
景 観 法	景観協議	573 件	166 件	739 件	民間 H21.7.1～公共 H27.7.1～
	届出及び通知 ※	1332 件	166 件	1498 件	
	景観重要建造物指定	0 件	0 件	0 件	
	景観重要樹木指定	26 件 (182 本)	0 件 (0 本)	26 件 (182 本)	
要 綱	景観重要公共施設の 整備に関する事項	1 件	0 件	1 件	うみかぜの路景観重要道路
	色彩協議	578 件	183 件	761 件	

※ H18 年 6 月 30 日までは景観条例（自主条例）、H18 年 7 月 1 日からは景観法の運用となります。

1 景観法・景観条例等の指導について

(1) 景観パトロールの実施（18 回実施 30 件指導、その内 26 件景観法届出対象）

足場の掛かっている景観法の届出が必要となりそうな建物に対し、直接現場で手続きを行うよう指導をしている。

(2) 文章による指導（1 件）

既に現場に合った建物の色彩が色彩基準を超えていたため、設計者に是正する旨と色彩協議要綱に基づく色彩協議書の提出を行うよう口頭で指導したが、その後提出された色彩協議書において改善が認められなかったため、文書による指導を行った。

2 景観法・景観条例等の周知について

- (1) 広報よこすか記事掲載（10月）
- (2) よこすか優良設計事務所協議会の講習会（6月）
- (3) 景観パトロール（随時）

○横須賀市景観条例の改正および横須賀市景観計画の変更後の運用状況

平成27年7月1日より施行している。

1 景観条例の主な改正点

国又は地方公共団体が行なう行為について、民間同様に事前協議を行うこととした。

■運用状況

該当した国又は地方公共団体が行なう行為は18件。

施行前の平成27年6月に国、県、市に対し変更内容について説明を行ったことで、これまでは円滑に運用されている。

また、事前協議制度があることで、国などの大型の施設は早い段階から相談に来てもらい事前に景観計画の考え方を伝えることができ、変更による効果が出ている。

2 景観計画の主な変更点

- (1) 色彩基準を超える色彩（アクセント色）を使用できる割合を明確にした。

・変更前：各立面の開口部を除く10%以内

↓

・変更後：各立面の5%以内（開口部含む）

■運用状況

アクセント色を使用した建物115件の景観協議中5件。その内2件は開口部にアクセント色を使用した建築物だった。

事業者に対し窓口でアクセント色の使用を5%以内とする説明を行ったところ、理解し基準内の面積で提出されてきた。

窓面へアクセント色を使用することに制限を行うことについて、当初事業者より反発があるかと思われていたが、丁寧に説明をすることで理解を得られた。

- (2) 色彩基準を超える色彩を使用した計画でも、景観審議会の意見を聴き、市長が特に景観に優れていると認めた場合は、色彩基準の適用除外とする。

■運用状況

色彩基準を超える色彩を使用した計画は出されなかったため、景観審議会の意見を聴き、市長が特に景観に優れていると認めた建築物等は0件だった。

2 地域毎の景観指導に向けた業務

これまで良好な街並み景観の形成を図るため、「景観法」「横須賀市景観条例」「横須賀市景観計画」に基づき、景観協議や景観法の届出を通じて事業者に対し指導・助言を行っているが、市全域共通のルール（色彩基準と基本指針）で行っているため、街並み変化が予想される地域や特色のある地域の将来像に向けた景観づくりについて、積極的な指導を行っていない。今後は、地域ごとのルールを策定し、建築行為前に事業者に対し周知や指導を行っていくことを目指す。

(1) 横須賀中央エリアまちづくり検討会議の開催

「横須賀中央エリア再生促進アクションプラン」の取組みにより、土地の高度利用や土地利用転換、都市空間の向上が期待されるエリアのため、将来像として魅力的で価値の高いまちづくりや景観づくりを求められる。

平成 26 年度から地元商店会や町内会を中心とした構成員 14 名で、「横須賀中央エリアまちづくり検討会議」を組織し、エリアの今後の更なる活性化を図るべく、建物の建て方のルール作り及びその運用に向け、検討会議を行っている。

平成 27 年度は 6 回検討会議を実施し、構成員が考える「横須賀中央エリアの将来像」や、市外に住む街づくりを学ぶ若者の「横須賀中央エリアのイメージ」や、横須賀中央に魅力を感じ出店した人の講演などから、構成員による意見交換やワークショップ等により横須賀中央エリアの課題等について構成員どうし共通認識を持てた。

平成 28 年度中に「横須賀中央エリア景観まちづくりガイドライン」を策定することを目指す。



3 啓発業務

(1) 第4回よこすか景観賞を歩く「汐入・本町編」の実施

a 実施目的

国際海の手文化都市よこすか景観賞は、これまで5回実施され、よこすかの景観づくりの推進に寄与している建築物や工作物又は景観づくりに係る活動を数多く選考してきた。これらの特色ある景観を巡るまち歩きを実施することで、さらに景観に対する意識を高めるとともに、横須賀らしさの発見や、よりよい景観、心地よいまち並みづくりに貢献するきっかけづくりを目的としている。

b 実施概要

「よこすか景観賞を歩く[汐入・本町編]」は、景観賞まち歩きイベントの第4回として、平成27年10月13日(火)に、公募した23名を対象に、JR横須賀駅～ヴェルニー公園～横須賀学院～ポートマーケットのまち歩きを実施した。

なお横須賀建築探偵団が共催して、当日の案内、サポート、参加者の保険を担当してもらった。



(2) 横浜市大生 横須賀中心市街地まち歩きの実施

横浜市立大学 都市デザイン論(後期)の授業で「横須賀市のまちづくり」の講義と横須賀中心市街地のまち歩きを行った。



4 よこすか都市景観協議会の運營業務

(1) よこすか都市景観フォーラムの開催

- a 開催日 平成28年2月7日(日)
- b 場 所 ヴェルクよこすか
- c テーマ 伝えよう未来へ～近代遺産のまち～
- d 参加者 217名(一般、よこすか都市景観協議会関係者、県市町村職員等)
- e 内 容
 - ◆講演1 / 「横須賀製鉄所と富岡製糸場との関わり」
富岡製糸場名誉顧問兼富岡製糸場総合研究センター所長 今井 幹夫さん
 - ◆講演2 / 「海軍とまちづくり」
郷土史家、横須賀市近代歴史遺産活用事業推進協議会会長 山本 詔一さん
 - ◆パネルディスカッション/ 伝えよう未来へ～近代遺産のまち～
コーディネーター：
舞台演出家、ミラノ・アルセナーレ劇場・演劇学校主宰 井田 邦明さん
パネリスト：地域史研究家、三浦半島の文化を考える会代表 久保木 実さん
ドブ板通り商店街振興組合理事長 越川 昌光さん
郷土史家 山本 詔一さん

(2) すかまち景観デザイン賞の募集

- a 募集期間：平成28年2月7日(日)～9月30日(金)
- b 募集部門：①景観デザイン部門
②富士山ビューポイント部門

(3) よこすか景観ニュースの発行、HPの更新

- a ニュース第16号の発刊(発行日：平成28年1月1日)
- b HPの更新 随時実施

平成 27 年度屋外広告物条例の運用状況等について

■ 屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について

昨年、平成 27 年 2 月 15 日に札幌市で起きた屋外広告物の落下事故を受けて、安全対策について全国的に見直しを模索しているなか、国において屋外広告物の安全基準について検討委員会を立ち上げ、検討を重ねた結果、屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正し、平成 28 年 4 月 28 日付けで各県市町村が安全対策について検討を行う場合の参考とするよう、通知（別添参考）がありました。

屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物を良好な状態に保持するため、適切に点検等を行うことや、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、適切に点検等を行うことを明確化し、屋外広告物の安全性の確保を徹底するものです。

これを受け、本市においても安全管理についての見直しを検討するにあたり、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び本市で連携して進めてまいります。

1、国が考える屋外広告物の課題

- (1) 老朽化した屋外広告物の増加に伴い、27 年 2 月に札幌市で発生した看板落下事故をはじめとして老朽化看板の落下が多発している。
- (2) 看板の維持管理については、許可更新時に点検結果を報告させている自治体もあるが、基本的に所有者等の自主性に任せ、不適切な管理状態のものも見られる
→（現在、本市は、許認可を行っている屋外広告物の継続時に自主点検を義務付け、報告書及び写真の添付を求めている）

2、屋外広告物条例ガイドライン（案）の主な改正の概要

- (1) 広告物の所有者、占有者又は管理者は、補修、除却その他必要な管理責務があることを明確化（許可等を受けずに表示・設置された広告物（適用除外広告物）についても適用）
- (2) 広告物の所有者、占有者は、適切な時期に、屋外広告士等の専門知識がある者に点検をさせる責務があることを明確化（広告物の結合部、支持部分等の腐食等を確認することを明記）
- (3) 広告物の所有者は、許可、許可更新を行う場合には、点検結果を市長に提出することを明確化（写真等による点検結果の記録を履歴として保存、提出させることを明記）



屋外広告物現況調査の実施について

現在市内には多くの屋外広告物が掲出されています。屋外広告物条例に則って設置するよう指導していますが、未申請物件や基準不適合物件など問題を抱えた物件も数多く存在し、これからの対応が課題となっています。また、全国の自治体が同様の問題を抱えている中、現状の把握をどのように行っていくかも課題となっています。そこで、それぞれの課題に対応するにあたって、屋外広告物が適正に設置されているのか現状を把握する目的から、地域特性の違う下記2地点を調査対象に選定して現状調査を行いました。

1、調査の対象地区

(1) 中心商業地区

【調査年月日】	平成 27 年 10 月 27 日・10 月 28 日
【調査箇所】	県道 26 号線の一部（約 500m）
【調査結果】	広告物総数 1,138 件
	屋外広告物総数 922 件
	違反広告物数 267 件
	適正掲出率 71.04%

広告物総数(1,138件)					屋内表示 (216件)
屋外広告物総数(922件)					
申請不要(623件)		申請必要(299件)			
		申請有(141件)	未申請(158件)		
適正 (514件)	違反 (109件)	適正 (141件)	申請によって適 正になる (121件)	申請しても基準 不適合 (37件)	

(2) 郊外主要沿道地区

【調査年月日】	平成 27 年 10 月 19 日
【調査箇所】	国道 134 号沿線の一部（約 6,500m）
【調査結果】	広告物総数 1,334 件
	屋外広告物総数 984 件
	違反広告物数 252 件
	適正掲出率 74.39%

広告物総数(1,334件)					屋内表示 (350件)
屋外広告物総数(984件)					
申請不要(677件)		申請必要(307件)			
		申請有(69件)	未申請(238件)		
適正 (663件)	違反 (14件)	適正 (69件)	申請によって適 正になる (231件)	申請しても基準 不適合 (7件)	

2、中心商業地区の現状

県道 26 号沿線の三笠通り商店街は、商業施設や事務所が入居する中高層ビルが建ち並ぶエリアであり、申請の必要がない少量・小型の広告物を掲出する個人商店と、大規模な屋上広告塔や袖看板等を掲出する金融機関や飲食チェーン店、娯楽施設などが建ち並ぶ。ほとんどの店舗が店先にのぼり旗や置き看板を出していた。

申請状況については、申請の必要な物件のうち 52% が未申請であり、事業所としては申請しているものの置き看板やのぼり旗等が未申請というケースと事業所全体が未申請というケースがあったが、いずれにしても、簡易広告物が未申請率を上げていることがわかった。なお、未申請物件のほとんどは設置基準に適合しているため、申請されれば適正になる。

また、全体の 4 % が基準不適合であり、高さ制限に適合していない壁面広告や地上からの下端制限が適合していない袖看板について、改修等による是正が必要である。

他法令（道路占用許可等）の関係では、店先に出されている置き看板やのぼり旗のほとんどが歩道上にはみ出しており、道路占用違反の状態であった。



袖看板や屋上広告物など、適正に申請を受けている大規模な広告物が多い。

3、郊外主要沿道地区の現状

秋谷の国道沿線は、海に面した立地を生かしたリゾートホテルや小規模な飲食店が建ち並ぶ地域であり、条例で禁止地域に指定されているため、景観に配慮したデザインやサイズの広告物が多く見られ、一部の基準不適合な物件を除いて、適正に掲出されている。

立石公園から林交差点にかけての国道沿線は、広い敷地を生かし、特定屋外広告物や表示

面積の合計が 10 m²を超える量の広告物を掲出している大型店舗が建ち並ぶほか、更地を利用した野立て看板が多く設置されているのが特徴である。

調査の結果、申請が必要な広告物等のうち、未申請の物件が 77%に上り、そのうち 85%は大型店舗が掲出しているものであった。これは、事業所としては申請しているものの、のぼり旗や置き看板が未申請であるケース、物件を追加して設置したが未申請のままであるケース、また一方で事業所すべての広告物が未申請という店舗もいくつかあった。



大型店舗におけるのぼり旗や置き看板の掲出方法については良好であると言える。これは、敷地内が広く、広告物を置くスペースに余裕があるため、他法令（道路占用許可等）に抵触するような状態にはならないためである。

サイズの大きい野立て看板が多く設置されているが、そのほとんどは未申請であった。

この地区の特徴である野立て看板については 70%が未申請であり、これらの広告物が安全上適正に管理されているか不明である。なかには、板面の色が褪せて景観に悪影響を及ぼすものや、錆等の腐食が激しいものも見られた。

4、確認された問題点についての対応方針

（1）車歩道上に掲出されている違反広告物について

店舗事業者が、違反状態にあると認識していない、または敷地と歩道の境を誤認しているなど制度や規制を理解していないケースもあるため、道路管理者と連携して周知徹底に努める。また、一度指導しても、すぐに改善の見られない店舗については、景観美化パトロールなどで継続して啓発指導を行い、掲出者に景観や安全なまちづくりへの意識を高めてもらい、違反広告物の軽減に努める。

（2）未申請の大型店舗について

申請が必要にも関わらず、これまで申請を行わずに広告物を掲出してきた大型店舗やチェーン店については、他店舗も同様に未申請の場合が多く、法令順守に問題があるとも考えられ、安全管理が適正に行われていない可能性が高いので、早急な対応が必要である。

店舗を任されている店長や代理店に対して個別に指導を行うのではなく、本社の管理部門に対し、条例の周知と申請手続について指導を行い、同一経営による他店舗についても屋外広告物の適正な管理につなげる。

（3）申請漏れのある大型店舗について

適正に許可している店舗においても、年数が経過するに伴い、追加の物件が申請されずに設置されている。現在も実施しているが、許可の継続時に追加物件がないかを申請者に確認し、設置されている場合は、速やかに申請するよう指導する。

(4) 未申請の簡易広告物について

上述同様、適正に許可を受けている店舗においても、のぼり旗や広告幕などの簡易広告物は常設広告物と同じ申請書で申請できない等、申請者側の負担が多いこともあり、未申請となることが多いと考えられる。

また、簡易広告物がゆえに常設広告物に比べ、法令順守の意識が低いとも考えられるため指導を徹底する。

(5) 未申請の野立て看板について

維持管理が適切に行われているか不明であり、安全上の問題が高いため早急な対応が必要である。広告内容等から所有者を明らかにし、申請手続きにつなげ、安全管理を適切に行うよう指導する。

5、調査対象エリア

(1) 中心商業地区



(2) 郊外主要沿線地区



許可、業登録、違反広告物の除却等の実績

1. 許可件数

種 類	新 規	継 続	合 計
広 告 板	47	39	86
広 告 塔	97	81	178
壁 面 広 告	450	255	705
屋 上 広 告 板	1	1	2
袖 看 板	44	28	72
置 き 看 板	30	3	33
屋 上 広 告 塔	7	18	25
広 告 幕 (3 年)	9	5	14
広 告 幕	7	0	7
電 柱 広 告	99	2,266	2,365
アドバルーン	1	0	1
標 識 広 告	0	119	119
車 体 広 告	72	225	297
ア ー チ	0	1	1
吊 下 看 板	0	4	4
は り 紙	0	0	0
は り 札	20	3	23
立 看 板	0	0	0
の ぼ り 旗	92	94	186
バス上屋広告	0	12	12
合 計	976 物件	3,154 物件	4,130 物件
許 可 申 請 件 数	173 件	108 件	281 件
許 可 申 請 手 数 料	2,764,650 円	2,489,200 円	5,253,850 円

2. 屋外広告業の登録件数

(平成 28 年 3 月末日現在)

	市 内	県内 (市内除く。)	県 外	合 計
屋外広告業登録	6	0	1	7
特例屋外広告業届	28	222	405	655

3. 違反広告物除却件数

	種 類 別					業 種 別			
	はり紙	はり札	立看板 置看板	のぼり 旗	合計	不動産	金 融	その他	合計
委託業者	454	32	59	0	545	68	4	473	545
直 営	3	0	0	0	3	0	0	3	3
協 力 員	130	12	0	0	142	10	0	132	142
合 計	587	44	59	0	690	78	4	608	690

4. 広告景観推進協力員の活動

実施日時	集合場所	対象地区	実施内容	参加人数
4月14日(火) 午後2時	京急堀ノ内駅改札口	堀ノ内～中央	ケイビバト	雨天中止
5月14日(木) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビバト	12人
6月18日(木) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビバト	雨天中止
7月7日(火) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビバト	10人
8月6日(木) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビバト	7人
8月27日(木) 午後2時	市役所3号館3階 301会議室	—	意見交換会	9人
9月10日(木) 午後2時	追浜、中央及び久里浜地区		屋外広告の日 キャンペーン	雨天中止
10月15日(木) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビバト	10人
11月10日(火) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビバト	雨天中止
12月8日(火) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビバト	9人
1月19日(火) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビバト	10人
2月16日(火) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビバト	9人
3月15日(火) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビバト	10人

※ 広告景観推進協力員数 17人(平成28年3月末日現在)

※ パトロール8回実施。意見交換会1回実施。

5. 改修事例

基準に合っていない広告類



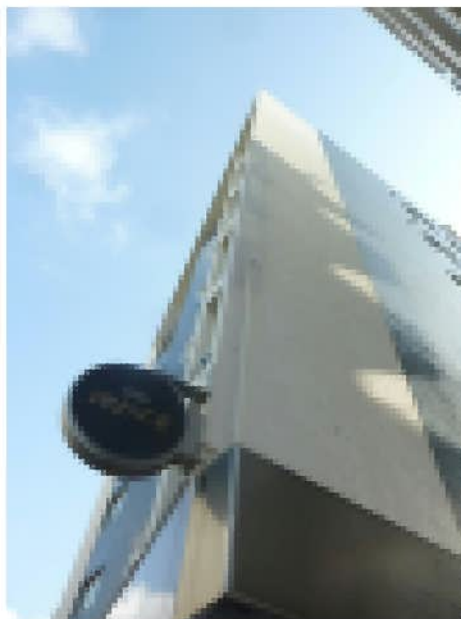
基準に合っていない広告類



景観上好ましくない広告



劣化した袖看板



劣化した広告板



使用していない広告塔



景観重要樹木の利活用に向けての取組みについて

■これまでの経緯

本市では平成 16 年の景観法施行以来、景観法を活用した施策に取り組んでおり、その一環として、景観法の制度である景観重要樹木(景観法第 28 条)について、平成 21 年より市内 26 箇所 182 本の指定を行なってきた。

特に、普段から地域の方が目にすることが多く、児童・生徒・卒業生から親しまれている学校の樹木を候補に挙げ(平成 20 年度実施の各校への意向調査等を元に決定)、これまで 6 回にわたり指定してきた。(学校以外では、第 4 回と第 6 回に、歴史もあり樹木を中心とした地域住民によるまちづくり活動を行なっている坂本公園の樹木を指定している。)

昨年度実施した第 21 回横須賀市景観審議会で、以下の意見が出された。

◇指定された樹木の一覧を見てもあまりインパクトがないと感じる。樹木が人と地域をつなげてきたストーリー性が必要であり、デジタルアーカイブ等を使ってパンフレットの作り方等を工夫した方がよい。(菊竹委員)

◇地域みんなで守ってきた樹木について、法で守らないとこれ以上維持管理できないというところまで来たら指定することを考えるべきではないか。制度ありきになっている。(松下委員)

■景観重要樹木の利活用に向けて

地域の景観資源でもある景観重要樹木の良さを受け継いでいくため、デジタルアーカイブを作成するにあたり、景観重要樹木のある学校を対象に、景観重要樹木の認識や利活用に関するアンケート調査を実施した。

回答結果については以下のとおりである。

【景観重要樹木の認識について】

1. 教職員は、貴校の樹木が景観重要樹木に指定されているのを知っていましたか？
また、知っていた場合、どのような方法で周知されていましたか？
ア. 知っていた。 … 21 校 (87.5%)
イ. 知らなかった。 … 0 校 (0%)
ウ. その他 … 2 校 (8.3%)
エ. 回答なし … 1 校 (4.2%)

《周知の方法》職員室前の廊下等への校内掲示、朝会、学校だより、学校要覧、樹木タグ

2. 児童や生徒は、貴校の樹木が景観重要樹木に指定されているのを知っていましたか？
また、知っていた場合、どのような方法で周知されていましたか？
ア. 知っていた。 … 18 校 (75.0%)
イ. 知らなかった。もしくは、知らないと思う。 … 4 校 (16.7%)
ウ. その他 … 1 校 (4.2%)
エ. 回答なし … 1 校 (4.2%)

《周知の方法》朝会、授業、学校だより、樹木タグ

※朝会で、創立記念や樹木についての話題の時に、景観重要樹木の話もする。

※小学校 3～4 年生の社会で、学校や地域のことを調べる授業があり、景観重要樹木が必ず登場する。

3. 地域住民は、貴校の樹木が景観重要樹木に指定されているのを知っていましたか？

また、知っていた場合、どのような方法で周知されていましたか？

- ア. 知っていた。 …14 校 (58.3%)
イ. 知らなかった。もしくは、知らないと思う。 … 7 校 (29.2%)
ウ. その他 … 2 校 (8.3%)
エ. 回答なし … 1 校 (4.2%)

《周知の方法》記念行事、町内会での会合、学校だより

4. 上記の 1.～3.で「イ. 知らなかった。もしくは、知らないと思う。」と回答した方のみお答えください。
児童、生徒、教員、地域住民等の学校に関わる人々に、その樹木が景観重要樹木に指定されていることについて周知したいと考えますか？

- ア. 考えたい。 …6 校
イ. 考えたいが、方法が分からない。 …1 校
ウ. 考えない。 …1 校

【景観重要樹木に指定された樹木の利活用について】

1. その樹木を活かした行事等がありますか？ある場合は具体的にお答えください。

- ア. ある …15 校 (62.5%)
イ. ない … 8 校 (33.3%)
ウ. 回答なし … 1 校 (4.2%)

《樹木を活かした行事》

- ・逸見小学校の楠については、楠を利用し運動会の入退場門にしたり、鈴わりや手作り旗のロープをかけたりしている。
- ・「〇〇まつり」「〇〇祭」「〇〇タイム」(〇〇には景観重要樹木名が入る)などの名称で、PTA 祭や児童たてわり集会を行なっている。

2. 今後、その樹木を活かした行事等(上記 1.以外)を行ないたいと考えていますか？

考えている場合は具体的にお答えください。

- ア. 考えている。 … 2 校
イ. 考えているが、方法が分からない。 … 0 校
ウ. 考えていない。 …20 校
エ. その他 … 1 校

《今後考える樹木を活かした行事》

- ・5 年後に創立 100 周を迎える。そのとき、本校の特色のひとつとしたい。

【その他意見について】

- ・景観樹木の桜の木は地域住民にも親しまれているが、老木のため朽ちた枝が歩道に落下し、危険であると地域住民から定期的なメンテナンスをしなくて大丈夫かと申し入れがあった。メンテナンスについての予算がなく、人的、物的な被害がないか心配している。
- ・本校のケヤキについては、定期的に樹木医の診断およびケアを受けるようにとの引き継ぎを受けています。学校管理課にはその旨のご相談をさせて頂いて参りましたが、予算化は難しいとの回答を頂いています。シンボルツリーとして、児童、保護者、地域にも愛され、行事名にもなっている「木」です。維持のための予算についてご検討頂きたい。

■景観法に基づく景観重要樹木の解説

□景観法とは(平成16 年6 月18 日交付)

日本で初めての良好な景観の形成を目的とした総合的な法律。

□景観重要樹木とは

景観法に規定された制度で、景観上重要な樹木を指定し積極的に保全するものです。

市長は、指定の要件に適合するものを指定することができます。

指定されると、伐採や移植などの現状変更について許可が必要となりますが、通常の管理に必要な剪定については許可の必要はありません。

□景観重要樹木の指定制度(概要)

- ・景観法第2章第3節第2款に規定
- ・地域の景観上重要な樹木について、地域の景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的とした制度
- ・指定された樹木は、現状変更について許可が必要(地方公共団体の場合は協議)
- ・景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない(景観法第33 条)
- ・景観法第28 条第1 項のほか、景観法施行規則第11 条に示された指定の基準及び、景観計画に規定する指定の方針に該当するものを指定することができる
- ・指定は森や林などの複数の樹木の一括指定ではなく、個々の樹木を指定

□景観重要樹木指定の要件

○必ず該当しなければならない要件

景観法で定める指定の条件(景観法第28 条)

- 1 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること
- 2 文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと

景観法施行規則で定める指定の基準(景観法施行規則第11 条)

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

○いずれかに該当すればよい要件

横須賀市景観計画で定める指定の方針

- 1 由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの
- 2 市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの